

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：島田市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.6%
全職員	65.2%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.8%
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	95.8%
本庁係長相当職	96.0%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.8%
31～35年	93.1%
26～30年	90.9%
21～25年	87.6%
16～20年	91.4%
11～15年	96.2%
6～10年	90.0%
1～5年	84.2%

#### 【説明欄】

職員の給与は、条例に定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないが、次の要因により男女の支給額に差異が生じている。

扶養手当について、受給者に占める女性の割合は12.8%となっている。

住居手当について、受給者に占める女性の割合は33.5%となっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。